

羽曳野市連携協定に関する要領

制 定 令和 4 年 12 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、持続的に発展できるまちづくりの実現に向け、本市と事業者が、多様な分野で連携して地域の課題を解決するために、本市が事業者と締結する個別連携協定又は包括連携協定(以下「連携協定」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人その他の団体であつて、国及び地方公共団体以外のものをいう。
- (2) 連携事業 事業者が地域課題及び行政課題の解決並びに市民サービスの向上のために、自らの申出により行う反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為(実費相当の費用負担を伴うものを含む。)をいう。

(事業者及び連携事業の基準)

第 3 条 連携協定の対象とする事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 代表者、役員等又は実質的に経営に関与する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは羽曳野市暴力団排除条例(平成 24 年羽曳野市条例第 17 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (5) 関係法令等に違反し、又は抵触するおそれのないこと。
- (6) 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれのないこと。

- (7) 公序良俗に反し、又は反するおそれのないこと。
- (8) 公租公課を滞納していないこと。
- (9) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- (10) 本市の入札に参加させない措置の適用を受けていないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、連携協定の対象としてふさわしい団体であること。

2 連携協定の対象とする連携事業は、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 本市が新規で事業者との連携により実施可能な事業
- (2) 本市が既に実施している施策・事業のうち、事業者との連携が可能な事業
- (3) 事業者が社会貢献のために実施する施策・事業であって、本市との連携により地域の活性化、地域課題等の解決又は市民サービスの向上に寄与するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の自らの発意により、本市との連携・協働を希望する活動や分野に関する事業であって、第1条に掲げる目的の達成に寄与するもの

3 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業を連携協定の対象としない。

- (1) 事業者の営業又は広告・宣伝を主たる目的とするもの。
- (2) 特定の事業者への利益を誘導するおそれのあるもの。
- (3) 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対する効果を有すると認められるもの。
- (4) ギャンブルに係るもの(公共的団体が実施するものを除く。)その他射幸心をそそるおそれのあるもの。
- (5) 人々の不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がないにもかかわらず、不利益を回避し、若しくは利益を得ることができる旨を告げ、又は表示するもの。
- (6) 行政の運営に支障をきたす、又はそのおそれのあるもの。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、連携事業としてふさわしくないもの。

(事前協議)

第4条 事業者は、連携事業の内容、連携協定の時期その他連携協定に必要な事項を示した上で、本市と事前協議をしなければならない。

(連携協定の締結等)

第5条 本市は、前条の規定による事前協議の内容を審査し、相当と認めるときは、連携協定を締結するものとする。

2 前項の規定による連携協定を締結する場合は、当該事業者との連携事業の内容、連携協定の条件、有効期間その他必要な事項を明記した協定書を作成するものとする。

(協定内容の公表)

第6条 本市は、連携協定を締結したときは、報道提供、本市ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により、速やかにその内容を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、連携協定を締結した事業者も行うことができる。

(協定の有効期間)

第7条 連携協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の1月前までに申し出がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。ただし、本市又は事業者に特別の事情がある場合には、この限りではない。

(本市からの協定の解除)

第8条 本市は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、連携協定を解除することができる。

(1) 事業者が第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 連携事業が第3条第3項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 事業者が本市の職員の職務の執行を妨げたとき。

(4) 事業者が監督庁から連携事業の実施に必要な許可等の取消し又は停止の処分を受けたとき。

(5) 事業者が事業譲渡、事業廃止その他の理由により連携事業の継続が困難であると認められるとき。

(6) 連携協定の履行に関し事業者又は事業者の従業員の責めに帰すべき事由により本市(本市の職員を含む。)又は第三者に損害を与えたとき。

(7) 事業者に本市に対する背信行為があったとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、本市が連携協定の存続が不相当であると認めるとき。

(実績報告)

第 9 条 本市は、事業者に対し、連携協定に基づく連携事業の実績について報告を求めることができる。

2 本市は、5 年以上連携事業の実績がない事業者に対し、連携協定の継続について協議の場を設けることができる。

(協議)

第 10 条 この要領及び協定書に定めのない事項がある場合又はそれらの内容に疑義が生じた場合は、本市及び事業者は、信義誠実の原則にのっとり、関係法令に基づいて双方協議の上、これを処理するものとする。

(委任)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。